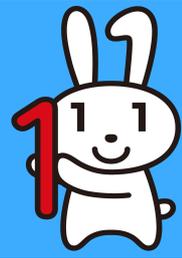


マイナンバーのお知らせ

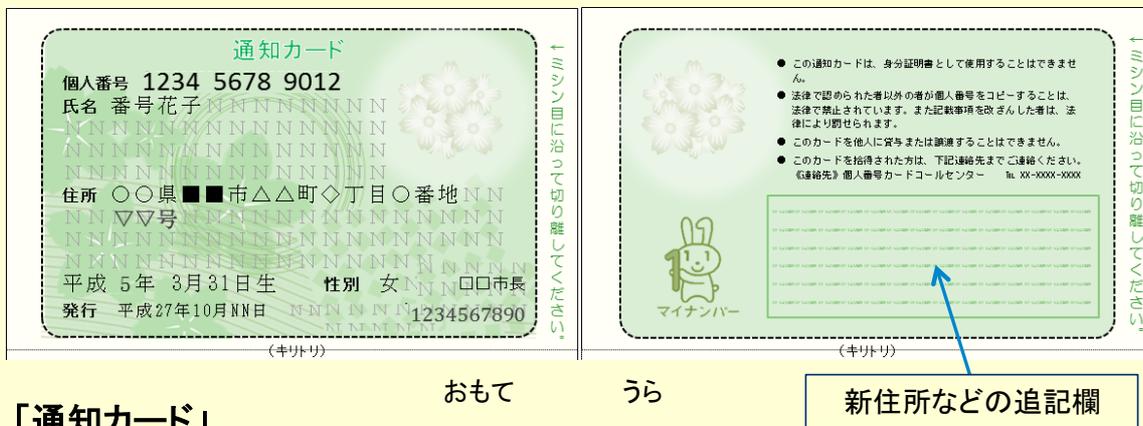


天川村では平成27年11月中旬以降、各家庭にマイナンバーの通知カードが発送されています。カードを受け取られたら、なくさないよう大切に保管してください。

※ 平成27年11月末までにマイナンバーの通知カードを受け取られていない方は、役場までお問い合わせください。

マイナンバーの通知カード、どんなときに必要？

戸籍届出により、氏名が変更となる場合や、住所変更(転入届、転居届)される場合は、マイナンバーの通知カードを住民課窓口まで必ずお持ちください。



「通知カード」

紛失などで再交付する場合には、手数料が必要です。大切に保管してください。

そもそもマイナンバーって何？

マイナンバーとは国民1人ひとりが持つ、12ケタの番号のことです。マイナンバーは一生使うものであり、番号が漏えいし不正に使われるおそれのある場合を除き、一生変更されませんので大切に保管してください。

マイナンバーはどんなときに必要？

平成28年1月以降順次、社会保障・税・災害対策の行政手続きで必要になります！

【たとえばこんなときに必要！】

- 健康保険を受給しようとするとき
 - 所得税などの確定申告をするとき
 - 児童手当の現況届出のとき
 - 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関に提示するとき
 - 年金を受給しようとするとき
- など

お問合せ先 マイナンバーコールセンター TEL 0120-95-0178 役場住民課 TEL 63-0321